

令和7年度静岡県犯罪被害者等支援有識者会議 議事録

日時	令和7年10月29日（水）午後3時～午後4時45分
場所	県庁別館9階第二特別会議室
出席者	<p>委員</p> <p>江口昌克 国立大学法人静岡大学 教授 小林房枝 被害者御遺族 白井孝一 特定非営利活動法人静岡犯罪被害者支援センター 理事長 安本 晋 静岡県弁護士会犯罪被害者支援委員会 山岡功一 静岡県精神科病院協会 会長 塩見和也 株式会社静岡新聞社 編集局次長兼社会部長兼論説委員 神谷宥希枝 オフィス・ラウラ 岩井亮憲 藤枝市市民協働部交通安全・地域安全課長</p> <p>静岡県警察本部 警務部警察相談課長 杉本俊一 警務部警察相談課犯罪被害者支援補佐 白田聰子</p> <p>事務局</p> <p>くらし・環境部県民生活局長 鈴木孝子 くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課長 高橋 勝 くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課 課長代理 濱尾知繁 くらし・環境部県民生活局くらし交通安全課くらし安全班長 松永佳織</p>
内容	<p>1 会長の選任 2 事務局から説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画（令和6年度実績） ・令和7年度の取組状況（くらし交通安全課） ・次期（第3次）静岡県犯罪被害者等支援推進計画（案） <p>3 質疑応答・意見交換</p>
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・次 第 ・出席者名簿 ・〔資料1〕第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画（令和6年度実績） ・〔資料2〕令和7年度取組状況（くらし交通安全課） ・〔資料3〕次期（第3次）静岡県犯罪被害者等支援推進計画（案）概要 ・〔資料4〕次期（第3次）静岡県犯罪被害者等支援推進計画（案） ・〔資料5〕策定スケジュール ・静岡県犯罪被害者等支援有識者会議設置要綱 ・静岡県犯罪被害者等支援条例

1 会長の選任

静岡県犯罪被害者等支援有識者会議設置要綱に基づき、くらし・環境部長が指定した江口委員を出席した委員が承認し、会長に選出した。

2 事務局から説明

(1) 第2次静岡県犯罪被害者等支援推進計画（令和6年度実績）

高橋くらし交通安全課長より、〔資料1〕により、計画の重点課題Ⅰから重点課題Ⅳまでの各施策の令和6年度実績について、有識者会議の開催や県犯罪被害者見舞金制度の創設等、主なポイントを抜粋して説明した。

(2) 令和7年度の取組状況（くらし交通安全課）

高橋くらし交通安全課長より、〔資料2〕により、令和7年度に取り組んでいる県全体の犯罪被害者等支援体制の整備や研修会の開催実績、多機関ワンストップサービスに係るマニュアルの整備、犯罪被害者週間等の県民向け広報啓発、県犯罪被害者見舞金の支給状況等について説明した。

(3) 次期（第3次）静岡県犯罪被害者等支援推進計画（案）

高橋くらし交通安全課長より、〔資料3〕及び〔資料4〕により、次期（第3次）静岡県犯罪被害者等支援推進計画（案）の骨子、目指す姿、具体的施策の内容、策定スケジュール等について説明した。

3 質疑応答・意見交換

各委員及び事務局等の発言は、次ページ以降のとおり

発言者	発言要旨
安本 委員	<p>昨年度の有識者会議の際、有識者会議の総意としてできるだけ多くの見舞金額をとお願いしたが、30万円と10万円。市町と変わらず、浜松市の半額。非常に残念に思っている。見舞金の金額が適切なのか、現状のままということではなく検討して欲しい。</p> <p>昨年度の有識者会議で、コーディネーターは、資格のある方を採用して、今年度から開始することだったが、今の説明では、くらし交通安全課がコーディネーターを務める話で、何でこういうことになったのか疑問。実際にどんどん実務に入り、犯罪被害者に接していくなど、県の犯罪被害者支援に対する当事者意識のようなものがもっと見えて欲しい。マニュアルの作成だけでなく、実際の支援に入って何ができるかということが一番重要。</p> <p>広報が重要。県民の理解も含め、県としてこれだけいいことをやろうとしてるんだ、被害者の回復に向けて取り組みをしているともっと県民に知っていただきて、議論していただくことが大切。県民に届くよう前向きにご検討いただきたい。</p>
高橋く らし交 通安全 課長	<p>浜松市、神奈川県、愛知県の見舞金額については承知している。4月から立ち上げ、実際何件発生するのかいうところもあり、実績も見ながら検討していかなければならないとは認識している。</p> <p>コーディネーターは、4月からくらし交通安全課職員と会計年度任用職員を合わせ、くらし交通安全課員が「被害者支援コーディネーター」となって対応している。実際の事件の時には、事前に関係機関と支援について話し合うなどの対応はしている。</p> <p>一方で、支援調整会議まで及んだかというと、そこまでのニーズに至っていない。実際どういうやり方が一番いいのか、具体的マニュアルを整備していこうとしている。</p> <p>また、広報については、委員の御指摘のとおりであり、広報強化期間も1週間から1ヶ月に延びたこともあり、必要な限り広報していかなければならないと認識している。</p>
山岡 委員	<p>資料にある不同意性交等の件数は、犯罪として扱われた件数で、被害の実数はその何倍かと思う。</p> <p>最近、緊急避妊薬が医師の処方箋なしで薬局で買えるようになるとニュースがあったが、性犯罪の被害申告がしづらい中、若い女性がこのような事を知っているだけでも、少しの助けにはなるのではないか。強化月間の広報啓発だけでなく、緊急避妊薬の市販化のように、被害の声を上げられない人たちに届けなければならない情報があるのではないか。</p> <p>心理的外傷等から回復について、元々医療的問題である「P T S D」等に対し、こども未来課やこども家庭課だけで対応できるのか、そこだけでいいのか。</p>
高橋く らし交 通安全 課長	<p>説明不足で申し訳ございません。施策2(1)は、他にも警察本部、教育委員会、障害福祉課、精神保健福祉センターなど、複数のいろいろな課が担当している。</p>

発言者	発言要旨
高橋くらし交通安全課長	<p>広報は、私が4月に当課に着任した際、警察や市町の担当が理解することが一番重要だと感じ、担当者会議でも重点的に説明した。細かく説明して欲しいと要望があれば、警察署等へ出向いて説明するなど漏れがないように取り組んでいる。</p> <p>見舞金支給事務に当たっても、市の担当者と連携しながら、被害者の負担軽減に取り組んでいる。できるだけ申請者に負担を掛けないよう、柔軟に対応し、要望に応えるよう取り組んでいる。</p>
白井委員	<p>全ての支援について、くらし交通安全課で詳しく把握し、広報することは無理だと思う。支援には、見舞金のように犯罪被害者に特化したものや、暮らしに関する既にある制度を犯罪被害者にも適用するものがある。各担当課では、それぞれの施策について、計画あるいはマニュアル等を作っているのか。マニュアルを作る場合、担当職員用なのか、被害者への説明なのか。どのように作っていく予定なのか。</p> <p>支援者交流会で聞いた他県の例で、「夫が死亡し、妻と子が公共住宅に一時避難を希望した時、小学生の女の子とお母さんは入れるけど、男子高校生は入れないと言われ、結局、公共住宅への入居を諦めた」という報告があった。犯罪被害者が利用できる制度の文書、マニュアルなど、この推進計画の施策一つひとつに応対する文書があつたらしいのではないか。</p>
江口会長	<p>被害者のニーズをしっかりと聞き取り、被害者に届くサービスを各セクションが対応することが重要。研修にてデモンストレーション、シミュレーションを行っても、各セクションが対応する被害者像を認識していないと難しい。一律のマニュアルを作っても、届かないという事態もあるのではないか。</p> <p>関係団体が「通常の事業の中で被害者にも対応します」ではおそらく足りないというところをしっかりと考えていただきたいということ。今後のマニュアルづくりや研修などにおいて、考えていただきたい。</p>
高橋くらし交通安全課長	<p>各担当課には、事案を受けた際の対応や考え方があり、犯罪被害に特化した制度とは別なので、庁内の機関内ワンストップサービスの構築の中で、各担当課の対応は確認したい。</p> <p>計画策定に当たっても担当課とキャッチボールしながら調整しており、この表現になっている。</p>
松永くらし安全班長	<p>マニュアルの整備について、実施要領として整備するのは、多機関ワンストップサービス体制のマニュアルである。各担当課のマニュアルについては、県営住宅担当課ではDV被害者や犯罪被害者に向けたマニュアルを整備しているが、犯罪被害者に特化した制度でない、ひとり親、一時保育などの利用では、入所要件や資産要件など各制度に基づき、犯罪被害者だけ条件を全部取扱った対応はできないで難しい。</p> <p>犯罪被害者支援は、県庁関係各課の協力も得ており、被害者が受けられる支援策が全て受けられるよう私どもが支援し、関係課と個別に協議していく。</p>

発言者	発言要旨
江口 会長	令和6年度実績のハウスクリーニング0件、避難場所公費負担1件、県住宅入居1件は妥当なのか。実績だけみると疑問。本当にニーズが少なかったのか、あるいは、制度の周知がうまくなされていないのか。実態を検証した上で、うまくサービスを運用していただけるように、担当課・団体にお伝えいただきたい。
塩見 委員	<p>特に性犯罪被害者は、泣き寝入りしての方が多いと思う。いろんなところに行って同じ話を何度もさせられるのが嫌など、被害申告しづらいケースがある。各種支援策があることが、被害申告があった人だけでなく、申告できなくて困っている人にもきちんと届かないといけない。</p> <p>届けなければいけない人たちに、きちんと届く広報のあり方を検証することが必要。ワンストップで相談を受けた後、本人が同じ話しなくても全部やってくれるということであればいいが、もし、その体制が十分でないのであれば、検討していただきたい。</p> <p>遺族見舞金は、昨年いろいろ議論があったと聞いているが、30万円はまだ検討の余地がある。被害者遺族から、「生計維持の大黒柱の方がお亡くなりになった場合でも見舞金が同一額ということに、少し納得がいかない。もう少し見舞金の上乗せがあつてもいいのでは」との声を聞いたことがある。金額は引き続き議論していただきたい。</p>
高橋く らし交 通安全 課長	<p>県性暴力被害者支援センターSORA(そら)があり、元々、ワンストップ対応を目的に整備しており、性暴力被害支援公開講座の開催や広報啓発も行っている。捜査に繋げて欲しい方もいれば、望まない方もいるので、どうよう広報するかは考えていきたい。</p> <p>見舞金については、先ほど安本委員への回答と同じとなる。</p>
白井 委員	<p>山岡委員から被害者として声を上げられない人にも役立つ情報について発言があったが、県で全部、詳しいことまで把握して、広報することは無理ではないか。</p> <p>被害者に役立つ情報は、警察でも性被害者用、交通犯罪被害者用など、いろいろな種類のパンフレットを作っている。</p> <p>被害者の方にわかりやすく、ある程度専門的な領域に関わることは各分野で情報提供していかないと難しい。</p>
江口 会長	性被害は、事件化すれば解決するわけではなく、当初に生まれる不安、生活そのものに迅速に対応することが求められると思う。そのためのワンストップの活用が重要。
杉本警 察相談 課長	<p>被害者が同じことを繰り返し説明する負担は、皆さんのご意見を参考にしなければいけないと考えている。</p> <p>多機関がそれぞれマニュアルを作るということは、非常に壮大で、大変なことになるが、警察では被害者に「手引」を配布している。</p> <p>被害者の立場でのマニュアルという訳ではないが、この「手引」に代わって、例えば、お薬手帳のような、被害者の方がどこに行って何をしたらいいのか知ることができるものを被害者に持っていただくことはどうか、という検討が警察において出ている。予算もついていないので、どうなるかわからないが、皆さんの意見をお聞きしし、こうしたものを探討していくのも一つの方法かと感じた。</p>

発言者	発言要旨
岩井 委員	<p>計画中の「課題」について、(1) 犯罪被害者等の負担軽減、(2) 県民理解の増進とあるが、ここに例えれば「市町との連携の強化」に関するようなことを入れたらどうか。市町と連携して支援していく体制について課題に記述していただけるといいと思う。例えば、コーディネーターをどのようにうまく機能させていくか、そのための市町との連携、情報提供、人材の育成など。</p> <p>先程、マニュアル整備の話があったが、藤枝市では、市の推進体制として16の課が関わっている。それぞれがマニュアルを整備するのは大変だと思う。</p> <p>昨年度の有識者会議でも話をしたが、市や町によって支援体制の状況に差がある。市町の支援体制の平準化を図る上でも、県には、お手本となるような形で支援体制を作っていただければと思う。</p>
高橋くら し交通安 全課長	<p>年度当初の担当者会議でも市町の対応力の差を感じた。犯罪はいつどこで起きるか分からぬいため、こうした市町の状況も考慮し、県が臨機応変に支援することも必要だと感じており、記載の追加について検討したい。</p>
神谷 委員	<p>人の話を聞くことはとても難しいこと。被害者の方はいろんな窓口に行って話さなければならぬ辛さがある一方で、相談者側にそれに対応できる能力があるかどうか。相談を受ける側がパンクしてはどうしようもないで、話を聞くことの研修、勉強会等も必要ではないか。</p> <p>性犯罪の被害者など、対面で相談しにくい場合は、チャットでの対応なども考えるべきではないか。</p> <p>多角的に取り組んでいる内容について、「効果の見える化」をした方がいいのではないか。例えば、「カウンセラーに、このような言葉をかけてもらい、気持ちが前向きになれた」とか、「会社に行けなくなり、会社をクビになるかもしれなかつたが、支援者が説明してくれ、会社が状況を把握してくれた」など、支援をして、どのように変わっていったか「見える化」して広報すれば、犯罪被害者がもっと相談窓口に足を運びたくなるのではないか。企業が犯罪被害者に対して理解を深めるための広報展開もいいと思う。</p>
小林 委員	<p>被害者遺族として事件後に一番苦労したことは、精神科の受診であった。どこに受診しても、「どうですか」、「気分はどうですか」と聞かれるだけで、こちらの気持ちを引き出してくれる言葉がなかった。</p> <p>寄り添って話を聞いてくれる感じがなく、毎回、抗うつ剤や安定剤、胃薬をたくさん処方された。</p> <p>あの当時、事件の被害者に特化した精神科の先生を紹介してくれる、見つけてくれる方法があったら、精神的な回復も早かったと思います。</p>
杉本警 察相談 課長	<p>警察では、被害者支援カウンセラー制度を設けている。臨床心理士、公認心理師の資格を持った警察官が寄り添った対応をしており、毎日のように、被害者の話を聞いた報告書が上がってきてている。</p> <p>令和6年度は、殺人や強盗致傷、性犯罪など17事件で、61回、令和7年は8月末現在で、14事件で、33回運用している。医師に引き継いだり、紹介も行っている。</p>

発言者	発言要旨
江口 会長	<p>今後施行される「こども性暴力防止法」について、学校の教職員が加害者であった場合、その対応が学校の中で行われることで二次被害が生じやすいなど、構造的な問題が懸念される。被害を受けた児童生徒が、相談先が「学校、教育委員会だから」と不信感を持つケースもあると思う。連携や情報の共有も重要だが、教育委員会とは異なる独立した相談窓口で対応するなど、計画や推進体制の推進のマニュアルに入れていただきたい。</p> <p>「見える化」は非常に重要で、広報とも関連するが、利用された被害者ご本人の意見をしっかりと反映していただきたい。見舞金はどうだったか、サービスを使ってどうだったのか、反映するような進め方で計画策定をしていただきたい。</p>